

第 5 期 愛知県障害福祉計画（最終案）の概要

第 1 章 計画策定の趣旨

・法定計画

根拠：障害者総合支援法第 89 条第 1 項（都道府県障害福祉計画）

児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項（都道府県障害児福祉計画）

・目的

障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにするため。

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

2 計画の基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の 7 つの考え方のもとに、必要な障害福祉サービス等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組む。

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をする
- (2) 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにする
- (3) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (4) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進する
- (5) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (6) 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進める
- (7) 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援する

3 計画期間

平成 30～32 年度

4 区域の設定

福祉と保健・医療の連携の観点から、2 次医療圏及び老人福祉圏域との調和を図り、11 の障害保健福祉圏域を本計画の区域として設定。

第 3 章 現状

身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病の方の状況を記載

第4章 地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標の設定

- ① 28年度末から32年度末までの地域生活移行者数を177人とする（※）。
（上記達成後は、地域生活への移行をさらに推進するため297人を追加し、474人を新たな目標とする。）
- ② 32年度末までの施設入所者削減数を77人とする。

※「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」（29年5～6月実施）において、希望する生活の場について、自宅やグループホーム等の地域生活を希望した方の数（177人）を目標として設定。また、同調査において、今いる施設での生活を希望した方のうち、297人については、地域生活に関する体験の機会・場の提供など施策の充実により今後地域での生活を希望する見込みがあることから、上記達成後の目標として追加する。

(2) 本計画期間の取組

- 入所施設の取組の強化
- 住まいの場の確保（世話人の確保を含む。）
- 地域生活を体験する場の提供
- 日中活動の場の確保
- 民間企業とのマッチングによる経済的自立支援
- 地域における理解の促進
- 障害者差別解消推進条例等に基づく取組
- 障害の重度化、高齢化が進んだ方への支援
- 地域生活の相談支援体制の整備・充実

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 成果目標の設定

- ① 32年度末までに全ての圏域ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
- ② 32年度末までに全ての市町村ごとに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
（市町村単独での設置が困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可。）
- ③ 32年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数、65歳未満の1年以上長期入院患者数を次のとおりとする。

項目	32年度末	備考（26年推計）
精神病床における慢性期入院需要 （65歳以上患者数）	2,774人	3,226人
精神病床における慢性期入院需要 （65歳未満患者数）	3,002人	3,784人

- ④ 32年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。
 - ・入院後3か月時点の退院率：69%
 - ・入院後6か月時点の退院率：84%
 - ・入院後1年時点の退院率：91%

(2) 本計画期間の取組

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進
- 地域生活への移行に向けた支援
- 地域定着のための支援
- 住まいの場の確保
- 日中活動の場の確保
- 地域における理解の促進

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 成果目標の設定

32 年度末までに各市町村又は各圏域において、地域生活支援拠点等※を少なくとも 1 つ整備する。

※グループホームや障害者支援施設、基幹相談支援センターなどを拠点として、障害のある人が地域で生活するため必要となる支援（①相談支援、②短期入所など緊急時の受け入れ・対応、③地域生活を体験する機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の機能を併せ持った施設（拠点施設を設けず複数機関に機能を分散する面的整備型もある。）

(2) 本計画期間の取組

- 圏域ごとに設置した地域アドバイザーと連携した市町村支援

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標の設定

- ①32 年度における年間一般就労移行者数を 1,422 人とする。
- ②32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 2,042 人とする。
- ③32 年度末における就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上を達成する事業所を全体の 5 割以上とする。
- ④31、32 年度末における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする

(2) 本計画期間の取組

- 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- 職業能力開発支援
- 就労移行支援事業所等の確保及び質の向上
- 労働関係機関の就労支援策等の活用
- 企業等に対する働きかけ・支援
- 特別支援学校におけるキャリア教育の推進
- 一般就労することが困難な人に対する支援等

5 障害児支援の提供体制の整備等（新設）

(1) 成果目標の設定

- ①32 年度末までに各市町村において、児童発達支援センターを少なくとも 1 か所以上設置する。
(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも可。)
- ②32 年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③32 年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所以上確保する。
(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも可。)
- ④30 年度末までに県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。

(2) 本計画期間の取組

- 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実
- 重症心身障害児に対する支援体制の構築
- 医療的ケア児に対する支援体制の構築
- 愛知県心身障害者コロニーの再編整備
- 経済的負担の軽減

第5章 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)と確保策等

1 障害福祉サービス(訪問系、日中活動系、居住系)

(1) サービス見込量 * 市町村の見込量の計

主なサービス種別		28年度実績	32年度見込量
訪問系サービス計		464,468 時間/月	576,259 時間/月
日中活動系サービス	生活介護	272,916 人日/月	292,973 人日/月
	就労移行支援	29,424 人日/月	37,437 人日/月
	福祉型短期入所	16,909 人日/月	20,080 人日/月
居住系サービス	グループホーム	4,458 人/月	5,880 人/月
	施設入所支援	4,236 人/月	3,961 人/月

(2) サービスの確保策

- 短期入所について、入所施設等の空床利用などを促進するほか、重症心身障害児者が身近な地域で短期入所を利用できるよう、福祉型強化短期入所サービスの拡充を図る。
- 既存の戸建て住宅を活用する際の本県独自の取扱いの実施など、設置に係る支援を実施する。

2 相談支援

(1) サービス見込量 * 市町村の見込量の計

主なサービス種別	28年度実績	32年度見込量
計画相談支援	7,232 人/月	8,572 人/月

(2) サービスの確保策

- 相談支援従事者等研修を実施し、相談支援専門員の確保を図る。
- 各障害保健福祉圏域に相談支援に関する地域アドバイザーを設置するとともに、愛知県障害者自立支援協議会や圏域会議を開催するなど、基幹相談支援センターの設置に向けた助言や相談支援事業所間のネットワーク構築に向けた広域的専門的な支援を行う。

3 障害児支援

(1) サービス見込量 * 市町村の見込量の計(障害児入所支援を除く。)

主なサービス種別	28年度実績	32年度見込量
児童発達支援	40,320 人日/月	61,578 人日/月
障害児相談支援	1,967 人/月	3,600 人/月

(2) サービスの確保策

- NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。
- 児童発達支援管理責任者研修を実施し、人材の養成に努める。

4 子ども・子育て支援等(新設)

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、市町村と連携し、ニーズの把握を行うとともに、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」と調和を図りながら、その提供体制の整備に取り組む。

5 就労支援

障害のある人の就労支援について、産業労働部や愛知労働局を始めとする関係機関との連携の強化を図り、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組む。

6 発達障害のある人に対する支援(新設)

発達障害のある人が可能な限り身近な地域で、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた、教育や就労、生活面での切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関と連携しながら総合的な支援体制の整備に取り組む。

第 6 章 障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援等に従事する者の確保又は資質向上並びに障害者支援施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の育成

- 愛知県社会福祉協議会に設置している福祉人材センターにおいて、福祉人材無料職業紹介事業及び福祉の就職総合フェア等を実施する。
- 相談支援専門員研修、サービス管理責任者等研修及び強度行動障害支援者養成研修等を実施する。
- 国研修体系の見直しに合わせ、人材育成ビジョンを策定し、地域の人材育成体制の構築を図る。

2 サービス提供事業者に対する第三者評価等

- 良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、ホームページを活用して福祉サービス第三者評価制度の周知を行うとともに、事業者に対し制度の受審を促していく。
- 障害福祉サービス等情報公表制度について、事業者に対する周知を図るとともに、より多くの利用者やその家族が制度を活用できるよう、周知及び啓発に取り組む。

第 7 章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業
- (4) 障害者就業・生活支援センター運営事業

2 広域的な支援事業

- (1) 相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
 - ア 精神障害者地域精神保健福祉推進協議会
 - イ ピアサポートの活用
 - ウ アウトリーチ訪問支援事業
 - エ 災害派遣精神医療チーム体制整備事業
- (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

- (1) 手話通訳者養成研修及び派遣事業
- (2) 要約筆記者養成研修及び派遣事業
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修及び派遣事業
- (4) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- (5) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

4 人材育成等その他の事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等、相談支援従事者等、サービス管理責任者等研修事業
- (2) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (3) 視聴覚障害者情報提供施設等運営事業
- (4) 障害者社会参加促進事業
(身体障害者補助犬育成事業、障害者芸術活動参加促進事業、スポーツ振興事業等)

第 8 章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項（新設）

1 障害のある人の権利擁護

障害のある人への虐待の防止のみならず、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくすとともに、障害のある人の諸権利の擁護について、障害者虐待防止・権利擁護研修の実施やサービス事業者に対する指導・監督、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進等により、積極的に取り組む。

2 意思決定支援の促進（新設）

障害のある人の自己決定の尊重に基づいて支援を行うよう、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、県内事業者等における意思決定支援の質の向上に取り組む。

3 文化芸術活動支援による社会参加等の促進（新設）

「あいちアール・ブリュット障害者アーツ展」の開催や出前講座の実施を通じて、障害のある人の文化芸術活動の推進を図り、障害のある人の社会参加と自立の促進はもとより、作品の創作や鑑賞など、障害の有無を越えた交流の機会を通じて、県民の障害に対する理解の促進に取り組む。

4 障害を理由とする差別の解消の推進（新設）

「障害者差別解消法」及び「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、相談及び紛争の防止等のための体制の整備や障害者差別解消支援地域協議会の開催、職員対応要領の制定と遵守、リーフレット等を活用した各種啓発活動等を通じて、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む。

5 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進（新設）

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」に基づき、啓発及び学習の機会の確保や人材の養成等を図り、手話が言語であり、その背景にある文化を尊重した普及と、手話や要約筆記、点字等の障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に取り組む。

6 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実（新設）

地域共生社会の考え方にに基づき、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修、事業者への集団指導等の機会を通じて、地域と共にある事業所運営を事業者に働きかけるとともに、利用者が安心してサービスを受けられるよう、権利擁護を含めた職員への研修の充実に取り組む。

第 9 章 計画の推進

- 成果目標及び活動指標等について、各年度における実績を把握し、愛知県障害者施策審議会や愛知県障害者自立支援協議会に報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行う。また、これらの機関での審議を P D C A サイクルに組み込んで計画の着実な推進を図る。
- 分析・評価を実施し、必要があると認める時には、計画を推進するための取組、さらには計画自体の見直し等の措置を講ずる。